

第39期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年12月23日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都新宿区市谷八幡町8番地
T K P市ヶ谷カンファレンスセンター
6階「ホール6 B」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議 案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取
締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬
の額及び内容決定の件

目 次

ごあいさつ	1
第39期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	28
連結計算書類	49
計算書類	51
監査報告	53

株主総会にご出席の株主さまへ
お土産のご用意はございません。



Try & Innovation

NeedsWell



代表取締役社長
松岡 元

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

これからの経営革新は、進化を続ける情報テクノロジーや経済のグローバル化を的確に捉えて、各企業の独自性を活かしながらも社会ニーズに沿った総合的で創造的な発展を推進していくものでなければなりません。私達はお客様満足を実現するために、お客様のニーズにお応えできる能力を有する社員の育成に注力しています。

私たちの役割はお客様の業務を深く理解し、業務課題の解決やデジタル変革（DX）を実現するためのパートナーとして、価値ある提案と確かな技術を提供することにあります。

また、ニーズウェルのソリューションは、業務効率化、AI活用、セキュリティ分野に特化し、単なるベンダーではなく「課題解決のパートナー」としての価値を提供することで、社会の期待に応えるソリューションを通じて、より良い未来の創造に貢献してまいります。

今後も当社の経営理念である「広く経済社会に貢献し続ける」に基づき、事業規模の拡大と社会貢献を果たすために社会的信用のさらなる向上を図り、財務体質の強化と営業力の強化、優秀な人材の確保と社員モラルの高揚を促進して業績の向上に努め、より一層の経営体質強化と企業価値向上を図ってまいります。

引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年12月

経営理念

株式会社ニーズウェルは、絶えず新技術やイノベーションに挑戦し、各業務分野で蓄積したノウハウをお客様のニーズに即して経営革新活動に活かし、お客様満足を実現して「**広く経済社会に貢献し続ける**」を経営理念といたします。

株 主 各 位

証券コード 3992
2025年12月8日
(電子提供措置の開始日 2025年11月28日)

東京都千代田区紀尾井町4番1号
株式会社ニーズウェル
代表取締役社長 **松岡 元**

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.needswell.com/ir/meeting/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第39期定時株主総会」をご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニーズウェル」又は「コード」に当社証券コード「3992」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、以下いずれかの方法によって、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2025年12月22日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、6ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年12月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）		
2 場 所	東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 6階「ホール6B」 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）		
3 目的事項	報告事項	1. 第39期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第39期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の額及び内容決定の件	

以上

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場に際しては、新型コロナウイルス感染症の流行状況とご自身の健康状態をご勘案のうえ、慎重にご判断いただき、会場での感染対策にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年12月23日（火曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年12月22日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月22日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中 株主総会日 議決権の数 XX 株

××××年××月××日

1. 2.

見本

ログイン用QRコード

XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

XXXXXXXX

XXXXXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

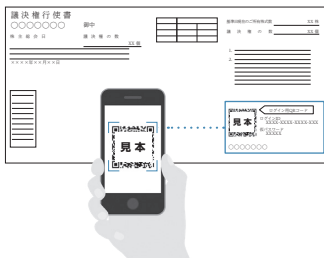
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

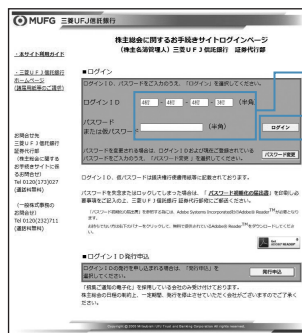
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。



株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第39期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株当たり 12.0円 配当総額 454,489,224円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年12月24日

第2号議案

定款一部変更の件

1.提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものいたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができ旨の規定の新設を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主名簿管理人) 第 9 条 (条文省略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会<u>の決議により</u>選定する。 3 (条文省略) (株式取扱規則) 第 10 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、並びに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会<u>において</u>定める株式取扱規則による。	(株主名簿管理人) 第 9 条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または取締役会<u>の委任を受けた取締役が</u>選定する。 3 (現行どおり) (株式取扱規則) 第 10 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、並びに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会<u>の委任を受けた取締役が</u>定める株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 (条文省略) (新 設) (取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2～3 (条文省略) (取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (新 設) (新 設)	第 4 章 取締役、取締役会及び監査等委員会 (取締役の員数) 第 19 条 (現行どおり) <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u> (取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2～3 (現行どおり) (取締役の任期) 第 21 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員により、または補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 <u>3 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。</u> <u>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 (取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 代表取締役は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から</u>取締役会の決議によって選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から</u>取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
	第 28 条 取締役会は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、その決議によって 重要な業務執行（同条第5 項各号に掲 げる事項を除く）の決定の全部または 一部を取締役に委任することができる。
第 28 条 (条文省略)	第 29 条 (現行どおり)
(取締役会の報酬等)	(取締役会の報酬等)
第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受ける財産 上の利益は、株主総会の決議によって 定める。	第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受ける財産 上の利益は、株主総会の決議によって 定める。ただし、監査等委員である取 締役の報酬等は、それ以外の取締役の 報酬等と区別して株主総会の決議によ り定めるものとする。
第 30 条 (条文省略)	第 31 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(監査等委員会)</u>
	第 32 条 当会社は監査等委員会を置く。
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	第 33 条 監査等委員会は、その決議によっ て、常勤の監査等委員を選定すること ができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査 等委員に対し、会日の3 日前までに発 する。ただし、緊急の場合には、この 期間を短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わ ることができる監査等委員の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第 36 条 監査等委員会における議事の経過の 要領及びその結果並びにその他法令に 定める事項は、議事録に記載または記 録し、出席した監査等委員がこれに記 名押印または電子署名する。
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令 または定款に定めるもののほか、監査 等委員会において定める監査等委員会 規則による。
第 5 章 監査役及び監査役会	(削 除)
<u>(監査役及び監査役会の設置)</u> 第 31 条 当社は、監査役及び監査役会を置 く。	(削 除)
<u>(監査役の員数)</u> 第 32 条 当社の監査役は、5 名以内とす る。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の選任)</u> 第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
<u>(監査役の任期)</u> 第 34 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
<u>(常勤監査役)</u> 第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(削 除)
<u>(監査役会の決議の方法)</u> 第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の議事録)</u> 第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(削 除)
<u>(監査役会実施規程)</u> 第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会実施規程による。	(削 除)
<u>(監査役の報酬等)</u> 第 40 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(削 除)
<u>(監査役の責任限定契約)</u> 第 41 条 当会社は、会社法第427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。	(削 除)
第 6 章 会計監査人 第42条～第44条 (条文省略)	第 5 章 会計監査人 第38条～第40条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(会計監査人の報酬等) <u>第 45 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 <u>第46条</u> (条文省略) <u>第 7 章</u> 計 算 <u>第47条</u>～<u>第50条</u> (条文省略)	(会計監査人の報酬等) <u>第 41 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 <u>第42条</u> (現行どおり) <u>第 6 章</u> 計 算 <u>第43条</u>～<u>第46条</u> (現行どおり)

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、会社法第332条第7項第1号の規定により、取締役7名全員は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

また、候補者の選定にあたっては、社外取締役がメンバーの過半数を占める「指名・報酬委員会」の答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	地位	担当	
1	まつおか はじめ 松岡 元	男性	代表取締役社長	—	再任
2	たばた こうじ 田畑 更二	男性	取締役 常務執行役員	管理部門担当兼営業部門担当 兼営業部長	再任
3	あらい ちなみ 新井 千波	女性	取締役 執行役員	関係会社担当兼財務経理部担当 兼経営企画部長	再任
4	おざ ま たつ や 小座間 達也	男性	常務執行役員	第2システム事業部長	新任

<ご参考> 取締役候補者の指名方針及び手続き

当社の取締役は、各担当分野に精通した個別の知見や、財務、法務、労務などの知識に基づいて具体的かつ活発な議論を通じて様々な観点からリスクを評価したうえで意思決定を行うことが求められます。そのため候補者の指名に際しては、ソフトウェア開発、営業、企画などの実務経験とリーダーシップ、及び財務、法務、労務などの知識の有無、並びに適切なリスク管理、業務執行の監視ができる資質と倫理観を十分に備えていることを重視しております。また、取締役会の判断に基づき業務執行を行う経営陣幹部には、取締役会が会社の業務に精通し人格・識見・実行力ともに優れその職務を全うできると認められた者を選任しております。

取締役候補者の指名は、前述の方針に基づき過半数の独立社外役員を含む複数の役員で構成される「指名・報酬委員会」の答申を経て、取締役会で審議を行います。

候補者番号

1

まつおか
松岡

はじめ
元

再任

生年月日
1979年8月3日

所有する当社の株式数
57,106株

在任年数
4年

取締役会出席状況
21/21回

略歴、当社における地位及び担当

2002年4月	コムシス(株)入社	2023年1月	当社取締役 常務執行役員技術部門担当
2006年4月	当社入社	2023年12月	当社取締役 専務執行役員技術部門担当兼第3システム事業部長
2019年10月	当社第2システム事業部第1システム部長	2024年4月	当社取締役 専務執行役員技術部門担当兼第1システム事業部担当
2021年6月	当社執行役員第2システム事業部長	2024年6月	当社取締役 専務執行役員技術部門担当兼営業部担当兼第1システム事業部担当
2021年10月	当社取締役 執行役員第2システム事業部長	2024年9月	当社取締役 専務執行役員技術部門担当兼営業部担当兼第1システム事業部担当兼営業部長
2021年12月	当社子会社零壹製作(株)専務取締役	2024年10月	当社取締役 専務執行役員社長補佐兼技術部門担当
2022年10月	当社取締役 執行役員技術部門担当兼第2システム事業部長	2025年1月	(株)ビー・オー・スタジオ 代表取締役 (現任)
2022年10月	当社子会社(株)ビー・オー・スタジオ取締役	2025年7月	当社代表取締役社長 (現任)
2022年12月	当社取締役 常務執行役員技術部門担当兼第2システム事業部長		

重要な兼職の状況

(株)ビー・オー・スタジオ 代表取締役

取締役候補者とした理由

候補者は、IT業界における長年の実務経験と当社システム部門の事業部長としてシステムに関する豊富な経験と実績を有しており、事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに、当社全体の監督を適切に行うことができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

たばたこうじ
田畑 更二

はじめ
元

再任

生年月日
1975年8月31日

所有する当社の株式数
109,341株

在任年数
3年

取締役会出席状況
21/21

略歴、当社における地位及び担当

1999年4月	(株)アトラクス(現 芙蓉アウトソーシング&コンサルティング(株))入社	2022年12月	当社取締役 執行役員管理部門担当兼ビジネス推進統括部長兼総務部長
2005年11月	(株)エフ・エフ・シー(現 富士通(株))入社	2023年4月	当社取締役 執行役員管理部門担当兼総務部長兼パートナー推進室長
2006年9月	当社入社	2023年12月	当社取締役 常務執行役員管理部門担当兼総務部長兼パートナー推進室長
2018年10月	当社人事部長	2024年1月	当社取締役 常務執行役員管理部門担当兼パートナー推進室長
2019年10月	当社総務部長	2024年10月	当社取締役 常務執行役員管理部門担当兼営業部担当兼営業部長 (現任)
2021年10月	当社執行役員総務部長		
2022年4月	当社執行役員ビジネス推進統括部担当兼総務部長		
2022年10月	当社執行役員管理部門担当兼ビジネス推進統括部長兼総務部長		

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

候補者は、入社以来総務・人事部門の業務に従事し、専門的な知識と豊富な経験を有しており、管理部門全体の監督を適切に行うとともに、その知識と経験を当社の取締役体制に活かしていただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

あら い ち な み
新井 千波

再任

生年月日

1967年7月25日

所有する当社の株式数

14,817株

在任年数

2年

取締役会出席状況

21/21

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月	(株)北海道銀行入行	2023年5月	当社執行役員関係会社担当兼財務経
2002年5月	(株)ネイクス入社		理部担当兼CC室長
2010年10月	(株)ダブル・エー・リレーションズ入	2023年12月	当社取締役 執行役員関係会社担当兼
	社		財務経理部担当兼CC室長
2013年12月	高木証券(株)入社	2023年12月	当社子会社零壹製作(株)取締役
2014年9月	ワタリジャパン(株)入社	2024年4月	当社取締役 執行役員関係会社担当兼
2016年2月	(株)パシフィックビジネスコンサルテ		経営企画室担当兼財務経理部担当兼
	ィング入社		CC室長
2017年6月	当社入社	2024年7月	当社取締役 執行役員関係会社担当兼
2020年1月	当社CC室長		財務経理部担当兼経営企画部長（現
2022年4月	当社執行役員財務経理部担当兼CC室		任）
	長		

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

候補者は、入社以来総務・経営企画業務に従事し、専門的な知識と豊富な経験を有しており、前職の経験から財務経理部を担当するとともに、その知識と経験を当社の取締役体制に活かしていただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当

2007年4月	当社入社	2023年9月	(株)コムソフト取締役（現任）
2021年6月	当社第2システム事業部第1システム部長	2023年10月	当社執行役員第2システム事業部長
2022年10月	当社第2システム事業部長代理	2024年3月	零壹製作(株)取締役（現任）
2023年1月	当社第2システム事業部長	2024年10月	当社常務執行役員第2システム事業部長（現任）

重要な兼職の状況

(株)コムソフト 取締役
零壹製作(株) 取締役

取締役候補者とした理由

候補者は、技術経験者としての豊富な実務経験や当社システム部門の事業部長としての実績を有しており、事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに、システム部門の監督を適切に行うことができるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

生年月日

1984年8月27日

所有する当社の株式数

19,363

候補者番号

4

お ざ ま た つ や
小座間 達也

新任

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2025年9月30日）現在の株式数を記載しております。また、持株会における本人持分を含めて記載しております。

3. 当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。
本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。
なお、候補者の選定にあたっては、社外取締役がメンバーの過半数を占める「指名・報酬委員会」の答申を経ております。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	性 別	地 位	担 当	
1	かとう かずひこ 加藤 和彦	男性	常勤監査役	—	新任
2	にわ こうたろう 丹羽 厚太郎	男性	社外監査役	—	新任 社外 独立
3	やすおか まもる 安岡 護	男性	社外取締役	—	新任 社外 独立
4	さとう しげる 佐藤 茂	男性	社外監査役	—	新任 社外 独立

候補者番号

1

かとう かず ひこ
加藤 和彦

新任

生年月日

1962年5月13日

所有する当社の株式数

5,834株

在任年数

12年

(うち取締役在任年数6年)

取締役会出席状況

20/21回

監査役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	(株)日本システムディベロップメント (現(株)NSD)入社	2007年4月	当社総務部長
1989年4月	(株)アイエスピー入社	2013年12月	当社取締役総務部長
1992年1月	当社入社	2018年10月	当社取締役総務部長兼人事保管掌
2003年10月	当社システムソリューション部長	2019年10月	当社取締役総務部担当
2005年10月	当社技術管理部長	2019年12月	当社常勤監査役(現任)

重要な兼職の状況

特になし

監査等委員である取締役候補者とした理由

候補者は、当社の総務・人事部門における長年の実務経験と豊富な実績を有しており、監査等委員である取締役としての役割を適切に行うことができるものと判断し、監査等委員である取締役の選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

にわ こう た ろ う
丹羽 厚太郎

新任

生年月日

1974年11月26日

所有する当社の株式数

21,497株

在任年数

9年

取締役会出席状況

21/21回

監査役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当

2000年10月	弁護士登録	2016年3月	(株)日本エスコン 取締役(監査等委員)
2000年10月	大島総合法律事務所入所	2016年8月	みなつき法律事務所パートナー(現任)
2004年6月	TAC(株)監査役	2016年12月	当社社外監査役(現任)
2006年5月	丹羽総合法律事務所開設	2021年6月	TAC(株) 社外取締役(監査等委員)(現任)
2010年5月	IPAX総合法律事務所パートナー		
2011年3月	(株)日本エスコン 社外取締役		
2015年11月	(株)タンケンシーラセーコウ 社外取締役		

重要な兼職の状況

みなつき法律事務所 パートナー
TAC(株) 社外取締役(監査等委員)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査等委員である社外取締役としての役割を適切に行うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役の選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

3

やす おか
安岡

まもる
護

新任

生年月日
1956年3月18日

所有する当社の株式数
6,437株

在任年数
5年
(うち監査役在任年数1年)

取締役会出席状況
21/21回

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月	富士通(株)入社	2012年4月	(株)富士通アドバンストソリューションズ取締役執行役員常務
2003年12月	同社金融ソリューション本部第一金融システム部長	2016年6月	ニッセイ情報テクノロジー(株)監査役
2004年4月	同社金融ソリューション本部プロジェクト統括部長	2020年7月	同社シニアアドバイザー
2007年6月	同社第一バンキングソリューション事業本部長	2020年7月	(株)クライムシニアアドバイザー
2007年6月	(株)ジャパンネット銀行取締役	2020年12月	(株)トライサード顧問(現任)
2009年6月	(株)富士通アドバンストソリューションズ取締役	2021年12月	当社社外監査役
2011年5月	富士通(株)金融ソリューションビジネスグループ長補佐	2022年4月	当社社外取締役(現任)
			みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)社外取締役(非常勤)(現任)

重要な兼職の状況

(株)トライサード顧問
みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)社外取締役(非常勤)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、金融系システム分野に関する専門的な知識や経験を有しており、また、当社の業務内容に精通していることから、その豊富な知識や経験を当社の経営に活かしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

4

さ とう
佐藤

しげる
茂

新任

生年月日
1960年3月29日

所有する当社の株式数
8,124株

在任年数
4年

取締役会出席状況
18/21回

監査役会出席状況
11/12回

略歴、当社における地位及び担当

1984年10月	監査法人朝日会計社(現 有限責任あずさ監査法人)入社	2019年7月	佐藤ITソリューション(株)設立、代表取締役就任(現任)
1987年3月	公認会計士登録	2021年4月	三井不動産プライベートリート投資法人監督役員就任(現任)
2008年5月	あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)代表社員	2021年12月	当社社外監査役(現任)
2009年10月	一般社団法人日本リゾートクラブ協会 監事就任(現任)	2024年6月	橋本総業ホールディングス社外監査役(現任)
2018年10月	佐藤公認会計士事務所開設、所長就任(現任)		
2019年4月	税理士登録		

重要な兼職の状況

一般社団法人日本リゾートクラブ協会監事
佐藤ITソリューション(株)代表取締役
三井不動産プライベートリート投資法人監督役員
橋本総業ホールディングス社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査等委員である社外取締役としての役割を適切に行うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2025年9月30日）現在の株式数を記載しております。また、持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 丹羽厚太郎氏、安岡護氏、佐藤茂氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 丹羽厚太郎氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
5. 安岡護氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となり、監査役も含めた通算の在任期間は5年となります。
6. 佐藤茂氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、丹羽厚太郎氏、安岡護氏及び佐藤茂氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く)が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。
8. 当社は、丹羽厚太郎氏、安岡護氏及び佐藤茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
9. 当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

(ご参考) 取締役のスキルマトリクス

当社中期経営計画の実現に向け、特に期待する分野を①企業経営、②製造・技術・PMO、③マーケティング・営業、④財務・会計、⑤人事・労務・人材開発、⑥法務・リスクマネジメント、⑦ESG・サステナビリティの分野と定義しております。第3号議案及び第4号議案が承認された場合、取締役のスキルの一覧は下表のとおりです。

氏名		分野						
		企業経営	製造・技術・PMO	マーケティング・営業	財務・会計	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	ESG・サステナビリティ
取締役	松岡 元	●	●	●		●	●	●
	田畑 更二	●		●	●	●	●	●
	新井 千波	●			●	●	●	●
	小座間達也	●	●	●		●	●	●
監査等委員である取締役	加藤 和彦		●		●	●	●	●
	丹羽厚太郎					●	●	
	安岡 護	●	●	●		●	●	
	佐藤 茂				●		●	

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は2014年12月16日開催の第28期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300,000千円以内とさせていただきたいと存じます。また、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要につきましては、事業報告に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、相当であると判断しております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の額及び内容決定の件

当社は、2022年12月23日開催の第36期定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することとし、株式報酬の額として年額50,000千円以内、株式数の上限を年80,000株以内（社外取締役は付与対象外）とする決議をいただいております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることとしたいと存じます。なお、本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」においてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50,000千円以内として設定したいと存じます。また、各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、独立社外取締役に對する委員の過半数とする指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定することといたします。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴って改めてご承認をお願いするものであり、本制度の実質的な内容は2022年12月23日開催の第36期定時株主総会においてご承認いただいた内容と同一であり、対象取締役に對する株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるべきことは監査等委員会設置会社への移行後も変わらないことから、相当であると判断しております。

本制度の対象取締役の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

記

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。

2. 対象取締役に對して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に對して発行又は処分する普通株式の総数は年80,000株を上限といたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものいたします。なお、本制度に基づき対象取締役に對して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役等に割り当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

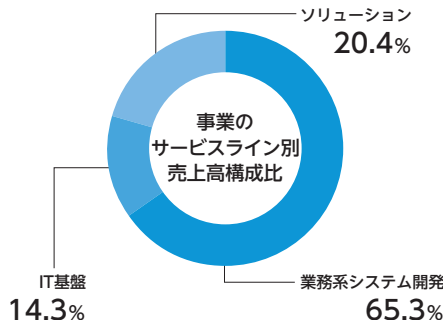
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

以 上



1 企業集団の現況

	第39期 (2025年9月期)	前期比
売上高	10,032,902千円	5.1%増
経常利益	1,169,657千円	3.2%減
親会社株主に帰属する当期純利益	887,114千円	9.5%増



(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資の底堅さを維持したものの、物価上昇に対して賃金が伴っていないことによる個人消費への影響や海外経済の減速による不安定さ等、依然として不透明な状況が見込まれます。

国内IT市場においては、クラウドサービス、AI、サイバーセキュリティ分野を中心に企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）需要が引き続き拡大しており、特に中堅・中小企業によるIT投資の加速が顕著となっています。一方、IT人材不足が課題として顕在化しており、企業のDX推進における障壁となる可能性が懸念されます。

このような状況のもと、当社は、企業価値向上と持続的な成長を推し進めていくためには優秀な人材確保による開発力及び信用力の強化が不可欠と考え、プライム市場が求める「流通株式時価総額100億円以上」の基準の充足を目指し、グループ全体で企業価値向上に取り組んでまいりました。

具体的には、ITアウトソーシング、マイグレーション開発、AIといった注力分野における業績拡大を図るとともに、株主還元の強化や積極的なIR活動等、多角的な施策を展開しております。

昨年より株価600円を目標に取り組んできた「6.600作戦」では着実に歩みを進め、当社は2025年9月期において流通株式時価総額100億円以上を達成し、東京証券取引所が定めるプライム市場の上場維持基準を充たしました。

2025年7月からは新たな役員体制の下、企業価値向上プロジェクト「ValueCreationProject」に取り組んでおります。

業務提携においては、受注拡大や販路拡充等、着実な成果が表れており、今後も各社との連携強化を推進する方針です。2025年8月には第三者検証のビジネス拡大を目的として六元素情情報システム株式会社（現 RGS株式会社）と、業務提携契約を締結いたしました。

また、2025年5月に業務提携契約を締結したHmcomm株式会社と、長期的な協業関係の強化を目指して資本業務提携へ移行することを合意いたしました。

これらの成長戦略、業績向上やEPS向上への取組みへのご理解を深めていただくため、当社では機関投資家、個人投資家の皆様との対話を重視し、説明会やIR・PRの積極的な情報発信等に努めております。

サービスラインの状況といたしましては、「業務系システム開発」においては、生保・流通サービス・自治体・文教向けの受注が好調だったことから、前期比3.6%増となりました。注力分野であるマイグレーション開発は前期比7.6%増と拡大しました。

「IT基盤」は、全体では前期比14.9%減となりましたが、注力分野であるITアウトソーシングは企業のDX人員不足の需要に応える安定したサービスを提供し、前期比17.2%増と好調に推移しました。また、ソフトウェアテストに必要なドキュメントの資産化・最適化を行いテストプロセスの実行を強力に支援する「テスト管理サービス」が貢献しました。

「ソリューション」は、独自のソリューションやサービスの提供により他社との差別化や機器・ライセンスの販売が増え、前期比32.7%増となりました。注力分野であるAIソリューションは前期比38.3%増と拡大しました。新たなラインナップとして2025年7月には、Hmcomm株式会社との協業による異音検知AIソリューション「As Prophetter」の提供を開始しました。また2025年9月には、請求書データのオンライン受取り、後続システムへの自動連携を可能とする「Invoice PA Direct」の提供を開始しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、10,032,902千円（前期比5.1%増）、売上総利益は2,278,644千円（前期比5.3%増）となりました。2025年9月末日を初回基準日として導入した株主優待制度の費用157,755千円を新たに計上したことにより、販売費及び一般管理費は1,122,789千円（前期比14.6%増）となりました。これにより、営業利益は1,155,855千円（前期比2.5%減）、経常利益は1,169,657千円（前期比3.2%減）となりました。投資有価証券の売却による特別利益157,350千円計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は887,114千円（前期比9.5%増）となりました。

これらは、2025年10月23日付「2025年9月期連結業績予想の修正のお知らせ」と同水準の着地となります。

なお、当社グループは情報サービス事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は総額で41,639千円となりました。その主なものは、社内導入システムソフトウェア及び販売用ソフトウェアの開発等であります。

③ 資金調達の状況

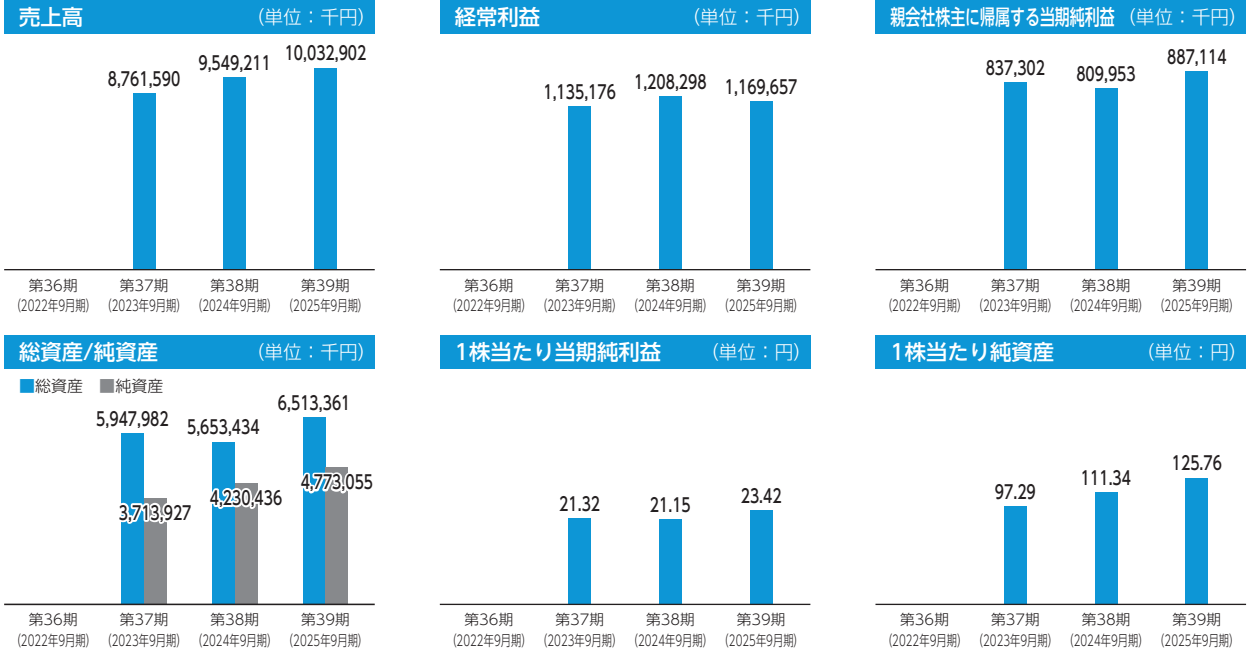
特記すべき重要な資金調達はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

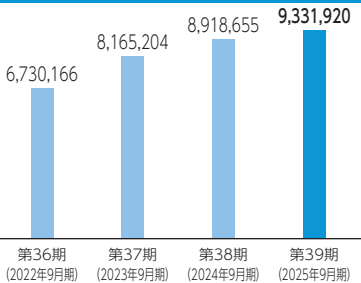


		第36期 (2022年9月期)	第37期 (2023年9月期)	第38期 (2024年9月期)	第39期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高	(千円)	—	8,761,590	9,549,211	10,032,902
経常利益	(千円)	—	1,135,176	1,208,298	1,169,657
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	—	837,302	809,953	887,114
1株当たり当期純利益	(円)	—	21.32	21.15	23.42
総資産	(千円)	—	5,947,982	5,653,434	6,513,361
純資産	(千円)	—	3,713,927	4,230,436	4,773,055
1株当たり純資産	(円)	—	97.29	111.34	125.76

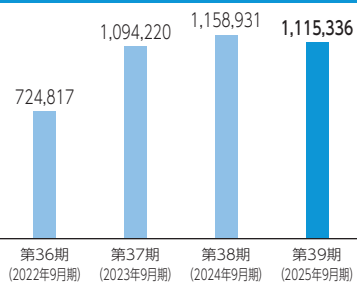
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末株式数により計算しております。
2. 第37期(2023年9月期)から連結計算書類を作成しているため、第36期(2022年9月期)の各数値については記載しておりません。
3. 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、また、2024年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

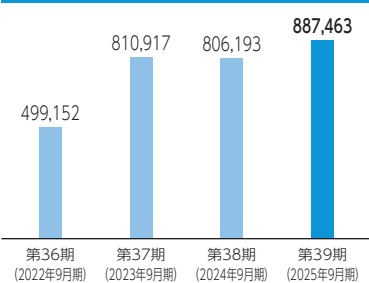
売上高 (単位：千円)



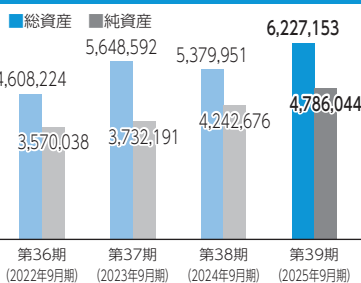
経常利益 (単位：千円)



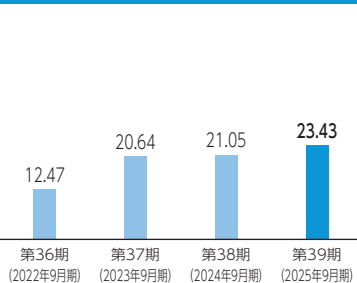
当期純利益 (単位：千円)



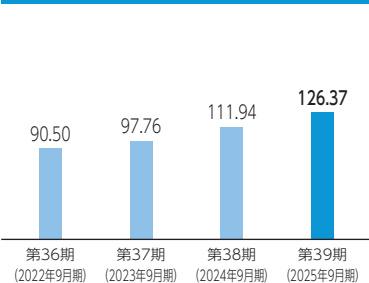
総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第36期 (2022年9月期)	第37期 (2023年9月期)	第38期 (2024年9月期)	第39期 (当事業年度) (2025年9月期)
売上高	(千円)	6,730,166	8,165,204	8,918,655	9,331,920
経常利益	(千円)	724,817	1,094,220	1,158,931	1,115,336
当期純利益	(千円)	499,152	810,917	806,193	887,463
1株当たり当期純利益	(円)	12.47	20.64	21.05	23.43
総資産	(千円)	4,608,224	5,648,592	5,379,951	6,227,153
純資産	(千円)	3,570,038	3,732,191	4,242,676	4,786,044
1株当たり純資産	(円)	90.50	97.76	111.94	126.37

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末株式数により計算しております。
2. 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、また、2024年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
零壹製作株式会社	3,000千円	70.0%	ICT事業、MVNO事業
株式会社ビー・オー・スタジオ	13,000千円	100.0%	民間企業及び官公庁におけるデジタルマーケティング、Web制作、コンサルティング、システム開発、DX支援
株式会社コムソフト	20,000千円	100.0%	Web関連システム、クライアントサーバーシステム、データベース構築等のシステム開発

③ その他の関係会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権の所有割合	当社との関係
株式会社オーディーシー (注) 1、2	3,000千円	36.5% [5.2%]	創業家の資産管理会社

(注) 1. 当社に対する議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社ではありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、お客様満足を実現し「広く経済社会に貢献し続ける」を経営理念としております。また、経営理念に賛同する社員が結集し、全社員のパートナーシップを基盤として、技術革新や技術向上に取り組み、企業規模の拡大と就業ステージの拡大を図って自己研鑽の機会を創造し、一企業では学ぶことのできない多くのノウハウを習得すること、また、社員が働き甲斐や幸せを感じながら就労することによって「社会有用の人材として社員を育成すること」を経営規範としております。

この経営理念と経営規範を確実なものにするため、さらなる事業規模の拡大を図り、より生産性の高い新たな事業モデルへのチャレンジを追求して、安定的な事業収益を確保し、真に情報サービス産業の一翼を担うことができる企業規模及び収益性を具備する体制を構築することが最優先課題であると認識しており、以下の課題に対処してまいります。

① 営業力の強化

事業規模拡大を具現化する受注体制を構築するため、営業戦略を構築し、既存顧客、新規顧客への提案営業を強化し、安定的な受注規模を確保しつつ、新規顧客を開拓して業容の拡大と生産性の向上を図っております。

また、感染症拡大の影響により対面営業が制限される事例が増加したことから、オンライン営業やオンライン展示会等を活用する他、「新しい生活様式」において市況ニーズに対応したソリューション製品の提案を進め、収益向上に努めております。

② 人材の確保

事業規模拡大のためには、営業力の強化と業務を遂行する人材確保を両立することが重要であり、新卒、キャリア採用における優秀な人材確保と優秀なパートナー増員の実現が課題です。

新卒、キャリア採用については、首都圏やニアショア拠点において効率的な採用活動を強化して、要員を確保するとともに、採用後は、ダブルジョブ制度、社内FA制度、職場復帰支援制度、奨学金補助制度等、従業員のモチベーション向上や働き甲斐のある職場を実現する取組みを進めております。

また、パートナーについては、新規の協力的会社を開拓するとともに、既存の協力的会社との紐帯を強化し、優秀なパートナーの安定的な調達を図っております。

③ プロジェクト管理の徹底と生産性の向上

プロジェクト管理を徹底して、品質、生産性、技術力並びにマネジメント力を向上するための社員育成を図り、同業他社に対するコスト競争力を具備する体制を整備するとともに、売上総利益率を改善することを目的にテクニカル教育と併せてマネジメント教育のプログラムを用意し、社員のマネジメント力の向上を図ってまいります。

また、感染症拡大の影響により従来行ってきた顧客企業の現場で開発する常駐型の開発が一時的な中止や延期等となる事例があったことから、開発体制を見直し、本社や長崎のニアショア拠点で開発を進めるリモート型への移行を進め、技術者を効率的に配置し、生産性の向上を目指しております。

④ 品質の向上

顧客のシステムに対する要求水準が高まっており、その要求を充足しお客様の満足を実現するために、品質の向上を図ることが重要です。

当社では、ISO9001（品質マネジメントシステム）を取得しており、プロジェクト管理を徹底するとともに、品質の向上に努めております。

⑤ 技術革新への対応

情報サービス産業は、技術革新のスピードが速くかつその変化が著しい業界であることから、新技術への対応を適時に行うことが重要な課題と認識しております。これらの変化に対応するために、優秀な技術者を確保し、最新の技術動向や環境変化を常に把握し、迅速に対応できる体制構築に努め、教育研修制度の充実を図っております。

⑥ 内部管理体制の強化

継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後とも、コンプライアンス体制、リスク管理体制並びに情報管理体制が有効に機能するように、コーポレート・ガバナンスの体制強化に取り組んでおります。

⑦ ESG、SDGsへの取組み

サステナブルな社会の実現に向けて、二つの側面から活動を続けております。

一つは、事業戦略にSDGsやESG、CSRの視点を取り入れ、事業活動そのものがサステナブルな社会に直結する取組みです。IT企業として雇用の創出や産業基盤の確立、技術革新に挑みます。

もう一つは、サステナブルな社会を制度や支援活動から支える取組みです。働き甲斐やジェンダー平等の推進、IT教育の普及、地域のスポーツ支援等、当社グループと関わりの深いテーマに取り組んでおります。

⑧ 感染症拡大防止への対応

感染症の拡大の危険が高まった場合には、対策本部を中心に感染予防と感染拡大防止のための様々な施策を徹底するとともに、リモート開発やテレワーク等を活用した開発体制やオンライン営業への注力、徹底した経費統制と計画的な執行によるコスト削減、不測の事態に備えた手元流動性の確保等を講じてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

当社グループは、株式会社ニーズウェルが零帋製作株式会社、株式会社ビー・オー・スタジオ、株式会社コムソフトの3社を子会社とし、独立系の情報サービス企業として技術革新の激しい情報サービス産業において技術向上に取り組む、各業務分野で蓄積したノウハウを活かしてお客様満足を実現し「広く経済社会に貢献し続ける」を経営理念として、情報サービス事業を営んでおります。

当社グループの事業は、情報サービス事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであります。エンドユーザーから直接受託したシステムの構築や、システムインテグレータやメーカーを経由して受託した企業向け社内システム構築などの開発案件に参画し、顧客システムの開発・保守を行う事業であります。

なお、契約形態として受託開発を請け負う形態と、社員を派遣する形態があります。また、請け負った開発の一部を協力会社に委託することがあります。

事業のサービスラインは「業務系システム開発」「IT基盤」「ソリューション」の3つであります。

当社グループは、これらの各サービス分野において蓄積した技術・ノウハウを、顧客のニーズに応じて相互に組み合わせ活用するサービスを提供することが可能となっております。

事業のサービスライン	事業内容
業務系システム開発	金融、物流、通信、流通、サービス、建設・建機等の幅広い分野におけるシステム開発等
IT基盤	ITシステムの基盤となるサーバ等ハードウェアやクラウドの環境設計、構築、導入の実施、ソフトウェアテスト、ITサポート等
ソリューション	自社及び他社のソリューション製品の販売・導入支援、コンピュータ・周辺機器等の販売等

これらのサービスラインの概要及び特徴は、下記のとおりであります。

① 業務系システム開発

業務系システム開発は、当社グループにおいて、金融、物流、通信、流通、サービス、建設・建機等の幅広い分野におけるシステム開発を行っております。

本サービス分野において当社グループは、システムの企画立案段階にはじまって、コンサルティング、課題解決提案、要件定義、基本設計、詳細設計、プログラミング、各種のテストを経て納品に至るまで、さらには納品後の正常な稼働を維持するための保守・運用に及ぶシステム開発のライフサイクル全般に関与しております。新規のシステム導入にとどまらず、導入後は保守を行いながら、顧客の新商品発売等へのシステム対応から各種機能の追加・拡張、操作性の向上等、当該システムやその周辺領域に関して生じる大小様々な派生的なシステム開発を継続的に行っております。

メインフレームやオフコン等レガシーシステムの新プラットフォームへの移行や、ハードウェア、プラットフォームのEOS対応、現行システムの有識者や技術者の不足等、様々な要因によりマイグレーションの需要が拡大しています。当社では、効率的な試験実施体制を整備・強化し、マイグレーション開発から試験（品質テスト）実施まで、一気通貫でのマイグレーションサービスを提供しています。

このように顧客の基幹的なシステムに深くかつ継続的に関与し、実績を積み重ねていくことにより、当該システムに関する技術だけではなく、顧客の業界や業務内容に対する知識・ノウハウ、そして顧客ニーズへの理解と顧客からの信頼が蓄積されるよう努めております。

イ. 金融系システム

金融機関の基幹業務に関し、以下のような領域においてサービスを提供しております。

・保険会社

本社部門における契約管理・保全、成績・収納、顧客管理、成績/業績管理、データウェアハウス・分析などのシステム、営業職員向けの顧客管理、営業支援、設計書・申込書作成などのシステム、その他CTIシステム等

・銀行

流動性預金、内国・外国為替などの勘定系システム、データウェアハウス、データマート、顧客管理、収益管理などの情報系システム、全銀システム・日銀ネットなどの外部接続系システム及びインターネットバンキング、営業店端末などチャネル系システム等

・クレジットカード会社

請求、与信管理、顧客管理システム等

金融機関のシステムにつきましては、極めて高度な信頼性が要求されるのはもちろんのこと、技術面では、中核となるシステムに大型汎用機を使用する割合が高く、一般に技術者不足・経年化傾向にある汎用系システムへの対応力が求められます。オープン系及び汎用系システムの技術者を擁し、オープン系・汎用系両面から顧客のニーズに対応できる体制を整えております。

ロ. 物流系システム

物流分野においては、少子高齢化による生産年齢人口の減少等から担い手不足が深刻となる中、個社の垣根を越えた共同物流や、より精度の高いトレーサビリティ等、我が国の経済成長と国民生活を持続的に支える「強い物流」の実現に向けたイノベーションへの取組みが行われています。

このような状況のもと、当社は自社ソリューションSmartWMS（倉庫管理システム）により、物流現場の省人化、効率化、ペーパーレス化を提供します。

ハ. 通信系システム

通信キャリアにおいて、ウェブサイト（カスタマーポータル）、受付窓口、代理店・量販店など消費者との接点となるシステムから顧客登録、顧客情報管理、課金・請求・入金、プロビジョニング（交換機との顧客情報の送受信システム）、データ収集及びこれらの共通プラットフォームなど業務の中核をなすシステムに至る幅広い領域でサービスを提供しております。

ニ. 流通・サービス・公共系システム

ホテルにおける宿泊予約・フロントシステム、不動産会社における物件情報システム、電子書籍配信・販売システム、電力・ガス等の社会インフラシステム、建設・建機系システム等におけるサービスを提供しております。

② IT基盤

IT基盤は、業務系システム開発やアプリケーションの開発だけではなく、ハードウェアやネットワークまで含めた総合的なICT環境を提供します。また複雑化するシステム基盤やそのうえで動作するソフトウェアの品質確保や効率的な運用実行を支援します。

ソフトウェアテストでは、主に通信キャリアの第三者検証を担っており、品質を高めるためのツールや効率化の提供を行っております。ITサポートでは、IT技術者が不足する企業に対する支援やITアウトソーシングを進めています。

社会のデジタル化によりシステム基盤やソフトウェアの複雑化が進み、これまで以上に品質分析や運用設計などの専門性の高い技術が求められていることから、これらのニーズに応える体制を強化しています。

③ ソリューション

ソリューションは、自社及び他社のソリューション製品を活用し、デジタル技術の発展に向けさらに重要となる情報セキュリティ対策をサポートする「情報セキュリティソリューション」、RPAやクラウドで働き方改革推進と人手不足解消をサポートする「業務効率化ソリューション」、AI技術でDXの推進をアシストする「AIソリューション」、長年の金融系システム開発で蓄積した業務知識とノウハウを最大限活用し、最適なソリューションを提供する「金融ソリューション」を取り揃え、顧客のビジネスの目的に合わせた最適なソリューションサービスの提供を行うとともに、生産性の高いシステム開発を提供するローコード開発ツールの提供や、顧客からの依頼に応じてコンピュータや周辺機器及びソフトウェア等の販売も行っております。

(6) 主要な事業所 (2025年9月30日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区紀尾井町4番1号
永田町オフィス	東京都千代田区永田町2丁目17番3号
長崎開発センター	長崎県長崎市興善町2番21号

② 子会社

零壹製作株式会社	本社（栃木県那須塩原市）
株式会社ビー・オー・スタジオ	本社（東京都渋谷区）
株式会社コムソフト	本社（東京都千代田区）

(7) 使用人の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報サービス事業並びにこれらの付帯業務	570名	20名減
全社（共通）	27	1名増
合計	597	19名減

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数は、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
538名	28名減	35.1歳	7.5年

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数は、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2025年9月30日現在)

① 発行可能株式総数 111,936,000株

② 発行済株式の総数 40,699,200株

③ 株主数 16,349名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社オーディーシー	13,831千株	36.52%
ニーズウェル従業員持株会	1,256	3.32
佐藤辰弥	878	2.32
橋本美奈子	878	2.32
キャノンITソリューションズ株式会社	604	1.59
木村ひろみ	489	1.29
金山洋志	286	0.76
早瀬勉	229	0.61
佐藤みどり	220	0.58
俣田進一	200	0.53

(注) 1. 当社は、自己株式を2,825,098株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	16,056株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、44ページ「3. ④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松岡 元	株式会社ビー・オー・スタジオ 代表取締役
取締役 会長	船津 浩三	
取締役 常務執行役員	田畑 更二	管理部門担当 営業部担当 営業部長
取締役 執行役員	新井 千波	関係会社担当 財務経理部担当 経営企画部長
取締役	柳川 洋輝	株式会社エス・イー・シー・ハイテック 顧問
取締役	安岡 護	株式会社トライサーブ 顧問 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社外取締役（非常勤）
取締役	寺内 信夫	
常勤監査役	加藤 和彦	
監査役	丹羽厚太郎	みなつき法律事務所 パートナー TAC株式会社 社外取締役（監査等委員）
監査役	佐藤 茂	一般社団法人 日本リゾートクラブ協会 監事 佐藤ITソリューション株式会社 代表取締役 三井不動産プライベートリート投資法人 監督役員 橋本総業ホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役柳川洋輝氏、安岡護氏及び寺内信夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役丹羽厚太郎氏及び佐藤茂氏は、社外監査役であります。
3. 取締役柳川洋輝氏は、情報通信技術に関する豊富な経験に基づき、十分な知識や見識を有するものであります。
4. 取締役安岡護氏は、金融系システム分野に関する専門的な知識と豊富な経験に基づき、十分な見識を有するものであります。
5. 取締役寺内信夫氏は、医療系システム分野に関する専門的な知識と豊富な経験に基づき、十分な見識を有するものであります。
6. 監査役丹羽厚太郎氏は、弁護士として法務に関する高度で専門的な知識と豊富な経験に基づき、十分な見識を有するものであります。
7. 監査役佐藤茂氏は、会計士としての会計に関する高度で専門的な知識と豊富な経験に基づき、十分な見識を有するものであります。
8. 当社は、取締役柳川洋輝氏、安岡護氏及び寺内信夫氏、監査役丹羽厚太郎氏及び佐藤茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「⑤社外役員に関する事項」に記載しております。

10.当社では、2018年10月1日より執行役員制度を導入しております。2025年9月30日時点での執行役員は以下の2名であります。

役職	職名	氏名
常務執行役員	第1システム事業部長兼 第3システム事業部長	阿部 拓朗
常務執行役員	第2システム事業部長	小座間 達也

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の役員及び子会社の役員（当事業年度中に在任していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針等

当社は、2022年12月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の審議・答申を受けております。

また、取締役会は任意の指名・報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容を決定方針との整合性を含め、総合的に検討を行っており、取締役会は、その審議内容を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役報酬は、「基本報酬(月例の固定報酬)」、「賞与(業績連動報酬)」及び「譲渡制限付株式(非金銭報酬)」により構成されております。但し、非業務遂行取締役及び監査役については、その職務の性質に鑑み、金銭による固定報酬のみとしております。報酬額については、株主総会で決議された限度額以内において、各役員の業務執行状況に対する職位別報酬をベースに会社業績を勘案したうえで、加算減算方式にて原案を作成いたします。

委員の過半数を社外取締役が占める任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」への諮問の結果を踏まえ、取締役会にて決定しております。

2. 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬としての「賞与」については、支給の有無・支給総額(上限は月額報酬の3.4倍)は各事業年度の事業計画達成状況(売上高・営業利益)を指標とし、これに取締役の職務執行状況等を総合的に勘案し、その支給倍率を取締役会が決定しております。当該指標を選択した理由は業務執行の成果を客観的に測る指標として適切と考えられるためであります。

3. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬としての「譲渡制限付株式」については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。なお、2022年12月23日開催の第36期定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、年額50,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年80,000株以内と決議いただいております。

4. 報酬等の支給・付与の時期や条件に関する方針

基本報酬は月例の固定報酬として、業績連動報酬としての賞与については毎年一定の時期に支給しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、各取締役の業務執行状況と当事業年度の会社業績を勘案したうえで、報酬の構成及び業績連動報酬の妥当性について、委員の過半数を社外取締役が占める任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	87,019	75,300	5,120	6,599	－	4
監査役 (社外監査役を除く)	8,400	8,400	－	－	－	1
社外取締役	11,700	11,700	－	－	－	3
社外監査役	6,000	6,000	－	－	－	2

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬（役員賞与）については、取締役を支給対象として、その支給の有無・支給総額（上限は月額報酬の3.4倍）は各事業年度の事業計画達成状況（売上高・営業利益）を指標とし、これに取締役の職務執行状況等を総合的に勘案し、その支給倍率を取締役会が決定しております。当該指標を選択した理由は業務執行の成果を客観的に測る指標として適切と考えられるためであります。当事業年度においては、事業計画の達成状況（売上高・営業利益）がそれぞれ90％程度であったことをベースに、取締役の職務執行状況等も勘案し、各取締役の月額報酬の0.8倍を基本に支給しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2014年12月16日開催の第28期定時株主総会において、年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人兼務部分を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2022年12月23日開催の第36期定時株主総会において、株式報酬の額として年額50,000千円以内、株式数の上限を年80,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2004年12月15日開催の第18期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
5. 取締役会は、指名・報酬委員会（構成員：社外取締役柳川洋輝氏（指名・報酬委員会委員長）、代表取締役社長船津浩三氏、社外取締役安岡護氏、社外取締役寺内信夫氏）に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、指名・報酬委員会が適していると判断したためであります。
6. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く）4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
7. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「④ 取締役及び監査役の報酬等」のとおりであります。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役柳川洋輝氏は、株式会社エス・イー・シー・ハイテックの顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役安岡護氏は、株式会社トライサーブ顧問、みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社社外取締役（非常勤）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役丹羽厚太郎氏は、みなつき法律事務所パートナー、TAC株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役佐藤茂氏は、一般社団法人日本リゾートクラブ協会監事、佐藤ITソリューション株式会社代表取締役、三井不動産プライベートリート投資法人監督役員、橋本総業ホールディングス社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要
取締役 柳川洋輝	当事業年度に開催された取締役会21回、指名・報酬委員会4回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営についての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うとともに、指名・報酬委員会では、当社のコーポレート・ガバナンスについて適宜、必要な助言・提言を行っております。
取締役 安岡護	当事業年度に開催された取締役会21回、指名・報酬委員会4回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、IT業界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うとともに、指名・報酬委員会では、当社のコーポレート・ガバナンスについて適宜、必要な助言・提言を行っております。
取締役 寺内信夫	当事業年度に開催された取締役会21回、指名・報酬委員会4回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、技術経験者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うとともに、指名・報酬委員会では、当社のコーポレート・ガバナンスについて適宜、必要な助言・提言を行っております。
監査役 丹羽厚太郎	当事業年度に開催された取締役会21回、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法務全般に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 佐藤茂	当事業年度に開催された取締役会21回のうち18回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に会計全般に関し、会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4 | 会社の支配に関する基本方針 |

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対策措置は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

5 | 剰余金の配当等の決定に関する方針 |

利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当性向45%を目安に安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。

当連結会計年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり12円00銭の普通配当を予定しております。

これにより、当連結会計年度の連結配当性向は51.2%となります。

(注) 本事業報告中の記載金額等の数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しておりますが、1株当たり情報は銭未満を四捨五入、百分率表示は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	当連結会計年度
資産の部	
流動資産	5,084,111
現金及び預金	2,760,544
受取手形、売掛金及び 契約資産	2,253,475
商品	1,568
前払費用	62,476
その他	6,283
貸倒引当金	△ 236
固定資産	1,429,249
有形固定資産	67,101
建物	41,367
器具及び備品	15,387
土地	10,347
無形固定資産	634,363
ソフトウェア	39,833
ソフトウェア仮勘定	16,234
のれん	261,919
顧客関連資産	315,957
その他	418
投資その他の資産	727,784
投資有価証券	304,554
長期前払費用	42,362
繰延税金資産	162,948
敷金及び保証金	137,698
保険積立金	76,547
その他	3,673
資産合計	6,513,361

科目	当連結会計年度
負債の部	
流動負債	1,591,329
買掛金	396,524
1年以内返済長期借入金	6,726
未払金	330,728
未払費用	10,784
未払法人税等	352,163
未払消費税等	117,490
契約負債	11,885
預り金	48,896
賞与引当金	304,320
役員賞与引当金	11,810
固定負債	148,977
長期借入金	23,578
退職給付に係る負債	16,109
繰延税金負債	109,289
負債合計	1,740,306
純資産の部	
株主資本	4,664,185
資本金	908,446
資本剰余金	796,409
利益剰余金	3,758,173
自己株式	△ 798,845
その他の包括利益累計額	98,790
その他有価証券評価差額金	98,790
非支配株主持分	10,079
純資産合計	4,773,055
負債純資産合計	6,513,361

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで) (単位：千円)

科目	当連結会計年度
売上高	10,032,902
情報サービス売上高	9,483,612
商品等売上高	549,290
売上原価	7,754,258
情報サービス売上原価	7,329,593
商品等売上原価	424,665
売上総利益	2,278,644
販売費及び一般管理費	1,122,789
営業利益	1,155,855
営業外収益	26,942
受取利息	3,203
受取配当金	13,181
助成金収入	10,000
雑収入	556
営業外費用	13,140
支払利息	408
株式報酬費用消滅損	11,915
雑損失	816
経常利益	1,169,657
特別利益	157,350
投資有価証券売却益	157,350
税金等調整前当期純利益	1,327,008
法人税、住民税及び事業税	511,659
法人税等調整額	△ 72,497
当期純利益	887,846
非支配株主に帰属する当期純利益	732
親会社株主に帰属する当期純利益	887,114

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

科目	当事業年度
負債の部	
流動負債	1,441,108
買掛金	375,987
未払金	311,880
未払法人税等	309,827
未払消費税等	99,876
契約負債	11,885
預り金	45,090
賞与引当金	280,160
役員賞与引当金	6,400
負債合計	1,441,108
純資産の部	
株主資本	4,687,254
資本金	908,446
資本剰余金	796,409
資本準備金	764,846
その他資本剰余金	31,563
利益剰余金	3,781,242
利益準備金	783
その他利益剰余金	3,780,459
繰越利益剰余金	3,780,459
自己株式	△ 798,845
評価・換算差額等	98,790
その他有価証券評価差額金	98,790
純資産合計	4,786,044
負債純資産合計	6,227,153

51

損益計算書

(2024年10月1日から2025年9月30日まで) (単位：千円)

科目	当事業年度
売上高	9,331,920
情報サービス売上高	8,834,463
商品等売上高	497,456
売上原価	7,385,622
情報サービス売上原価	6,962,858
商品等売上原価	422,764
売上総利益	1,946,297
販売費及び一般管理費	893,724
営業利益	1,052,573
営業外収益	74,685
受取利息	2,802
受取配当金	56,453
助成金収入	10,000
雑収入	5,429
営業外費用	11,922
株式報酬費用消滅損	11,915
雑損失	7
経常利益	1,115,336
特別利益	157,350
投資有価証券売却益	157,350
税引前当期純利益	1,272,687
法人税、住民税及び事業税	443,396
法人税等調整額	△ 58,172
当期純利益	887,463

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月14日

株式会社ニーズウェル
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石上卓哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上原啓輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニーズウェルの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニーズウェル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月14日

株式会社ニーズウェル
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石上卓哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上原啓輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニーズウェルの2024年10月1日から2025年9月30日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月14日

株式会社ニーズウェル 監査役会
常勤監査役 加藤 和彦 ㊞
監 査 役（社外監査役） 丹羽厚太郎 ㊞
監 査 役（社外監査役） 佐藤 茂 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区市谷八幡町 8 番地

T K P 市ヶ谷カンファレンスセンター 6 階「ホール 6 B」 TEL 03 (5227) 6911

交通

- 東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」7 番出口から徒歩 1 分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4 番出口から徒歩 2 分
- J R 総武線「市ヶ谷駅」から徒歩 2 分



※ご来場には公共交通機関をご利用ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。